

# 「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の記入例

## 1. 申告書の記入例

年 月 日 28年分 退職所得の受給に関する申告書 豊島 税務署長 市町村長 職		退職所得申告書					
所在地 (住所) 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	現住所 〒100-4069 東京都豊島区東池袋6-1-1	氏名 勤 労 太 郎	個人番号 0;1;2;3;4;5;6;7;8;9;0 その他1月1日現在の住所 同上				
A ① 退職手当の支払を受けることとなった年月日 28年5月1日		この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 5年10月1日 年 至 28年5月1日 年					
B ② 退職の区分等 生活の有(有) 障害の有(無)		うち ③ ④の通算勤続期間 自 5年10月1日 年 至 28年5月1日 年 ⑤ 特定役員等勤続期間 自 5年10月1日 年 至 28年5月1日 年 ⑥ うち ⑦ ⑧の通算勤続期間 自 5年10月1日 年 至 28年5月1日 年 ⑨ うち ⑩の通算勤続期間 自 5年10月1日 年 至 28年5月1日 年					
C ⑤ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合は、11年度の退職手当等についての勤続期間)		⑥ ⑦又は⑧の勤続期間のうち、⑤又は⑥の勤続期間と重複している期間 自 3年12月1日 年 至 28年1月31日 年					
D ⑧ 前年の退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合は、その通算された勤続期間等について、この欄に記載してください。		⑨ ⑩又は⑪の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間と重複している期間 自 3年12月1日 年 至 28年1月31日 年					
E 区分 B 一般 C 特定役員		収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)

退職請求事由の発生した年を記入して下さい。

現住所を記入して下さい。

氏名をご記入のうえ、必ず押印して下さい。

個人番号を記入して下さい。

退職した年の1月1日現在の住所(住民登録していた住所)を記入して下さい。なお、上記住所と同じ場合は、「同上」と記入して下さい。

(A欄)：建退共について  
・退職請求事由発生年月日を記入して下さい。  
・建退共の加入年月日を記入して下さい。

・退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方は、生活扶助の「有」に、その他の方は、「無」に○をして下さい。  
・在職中に障がい者になったことに直接起因して退職した方は、「障害」に○をして、〔 〕内に障がいの状態、身体障害者手帳の交付年月日をご記入のうえ、身体障害者手帳の写しを添付して下さい。その他の方は、「一般」に○をして下さい。

(B欄・E欄)  
退職した年に、建退共よりも先に支払のあった「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を基に記入のうえ、原票または写しを添付して下さい。

※なお、C欄(退職した年の前年以前4年内)に該当する場合、その勤続期間およびE欄の「C」にも記入して下さい。

## 2. 個人番号取得のための書類について

退職金請求事由発生年月日が平成28年1月以後に該当し退職金請求する場合、建退共における身元確認書類としての「住民票(原本)」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり退職金請求される被共済者の方すべてに、個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出をお願いしております。

なお、退職金の請求事由が「7」に該当される方(被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合)は、税務署所定の法定調書(支払調書)を建退共が作成する必要があること、法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人(ご遺族)の個人番号を記載する必要があります。このため被共済者(死亡されたご本人)、請求人(ご遺族)の個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

### 個人番号及び身元確認のための書類

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
2. 通知カードの写し 個人番号付住民票の原本 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	または + 運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

注) 個人番号付住民票については、退職金請求時に添付いただく住民票(原本)と個人番号確認書類及び身元確認書類と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いいたします。

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。

※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していたことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。